

議第76号 呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」といいます。）の一部が改正されたため、所要の規定の整理をするものです。

2 条例改正の内容

規則の一部改正により、子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設等の基準に係る規定が新たに設けられたことに伴い、引用条項の移動が生じたため、規定の整理をします。

3 施行期日

令和元年10月1日